

目次

第1章 総則

- 第1節 目的（第1条—第3条）
- 第2節 組織（第4条—第9条）
- 第3節 職員組織（第10条）
- 第4節 評議会、教授会及び大学教育開発センター、FD委員会（第11条—第14条）
- 第5節 学年、学期及び休業日（第15条—第17条）

第2章 学部通則

- 第1節 修業年限及び在学年限（第18条・第19条）
- 第2節 入学（第20条—第27条）
- 第3節 教育課程及び履修方法等（第28条—第33条）
- 第4節 休学・転学及び退学（第34条—第40条）
- 第5節 卒業及び学位授与（第41条・第42条）
- 第6節 賞罰（第43条・第44条）
- 第7節 研究生、聴講生、科目等履修生及び外国人学生（第45条—第50条）
- 第8節 検定料及び授業料等（第51条—第59条）
- 第9節 公開講座（第60条）
- 第10節 交通規制（第61条）

附則

第1章 総則

第1節 目的

（目的）

- 第1条 北海道医療大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）並びに建学の理念に基づき、深く専門の学術を教授・研究し、有能かつ良識ある専門職能人を養成して、社会の発展に寄与するとともに、国民の保健、医療、福祉に貢献し、あわせて国際文化の向上を図ることを目的とする。
- 2 薬学部においては、専門職能人としての豊かな人間性を備え、医薬品に対する基礎と応用の科学の修得により、科学的根拠に基づいた医療および健康の維持・増進に従事し、地域・国際社会に貢献できる薬剤師を養成する。
- 3 歯学部においては、顎口腔系を中心に据え、健康を維持・増進するための口腔医科学教育を通して、医療と福祉および保健の連携・統合を図り、生命の尊厳を守り、人々の生活の質の向上と、地域・国際社会に貢献できる歯科医師を養成する。
- 4 看護福祉学部においては、人々の健康と福祉の向上のために、看護と福祉を総合的に俯瞰した看護・福祉の専門的知識・技術を修得し、人々の尊厳を守り、維持するための総合的ヒューマンケアを実践できる専門職能人を養成する。
- 5 心理科学部においては、心の障害、コミュニケーション障害を積極的に受け止めることのできる知識と感性を備え、障害の予防、治療、生命の尊厳、生活の質の向上に科学的に対処できる実践的技能を通じて、地域・国際社会で人々の健康維持・増進に貢献できる人材を養成する。
- 6 リハビリテーション科学部においては、リハビリテーションを必要とするあらゆる人々の人権を尊重できる専門職能人として、多職種と連携しながら、科学的根拠に基づいた質の高いリハビリテーションサービスを実践し、地域や国際社会に幅広く貢献できる人材を養成する。

（自己評価等）

- 第2条 前条の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

（教育方法等の改善）

- 第3条 教育内容及び教育方法の改善を図るための組織的な研究及び研修の実施に努めるものとする。
- 第2節 組織

(学部)

第4条 本学に次の学部を置く。

薬学部

歯学部

看護福祉学部

心理科学部

リハビリテーション科学部

2 前項の各学部に置く学科及びその収容定員は、次のとおりとする。

薬学部 薬学科 収容定員 1,000名 (入学定員 160名 3年次編入学定員 10名)

歯学部 歯学科 収容定員 480名 (入学定員 80名)

看護福祉学部 看護学科 収容定員 418名 (入学定員 100名 3年次編入学定員 9名)

臨床福祉学科 収容定員 338名 (入学定員 80名 3年次編入学定員 9名)

心理科学部 臨床心理学科 収容定員 304名 (入学定員 75名 3年次編入学定員 2名)

リハビリテーション科学部 理学療法学科 収容定員 335名 (入学定員80名 2年次編入学定員 5名)

作業療法学科 収容定員 175名 (入学定員40名 2年次編入学定員 5名)

言語聴覚療法学科 収容定員 260名 (入学定員 60名 3年次編入学定員 10名)

(大学院)

第5条 本学に大学院を置く。

2 前項の大学院に、次の研究科を置く。

薬学研究科

歯学研究科

看護福祉学研究科

心理科学研究科

リハビリテーション科学研究科

3 大学院に関する規程は、別に定める。

(病院等)

第6条 本学に、歯学教育等に係る臨床・研究の場として機能するとともに、歯科及び医科の診療を通じて地域医療の向上に寄与するために、教育研究施設として北海道医療大学病院（以下「大学病院」という。）及び北海道医療大学歯科クリニック（以下「歯科クリニック」という。）を置く。

2 大学病院及び歯科クリニックに関する規程は、別に定める。

(総合図書館)

第7条 本学に総合図書館を置く。

2 総合図書館に関する規程は、別に定める。

(薬用植物園)

第8条 本学薬学部に、附属薬用植物園（以下「薬用植物園」という。）を置く。

2 薬用植物園に関する規程は、別に定める。

(附属研究所等)

第9条 本学に研究所、研究施設及び教育学術支援のための組織（以下「附属研究所等」という。）を置くことができる。

2 附属研究所等に関する規程は、別に定める。

第3節 職員組織

(職員組織)

第10条 本学に次に掲げる職員を置く。

(1) 教育職員（学長、教授、准教授、講師、助教、助手）

(2) 事務職員

(3) 技術職員

(4) 医療職員

第4節 評議会、教授会及び大学教育開発センター、FD委員会

(評議会)

第11条 本学に評議会を置く。

2 評議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 総合図書館長
- (4) 各学部長
- (5) 各研究科長
- (6) 健康科学研究所長
- (7) 大学病院長
- (8) 歯科クリニック院長
- (9) 予防医療科学センター長
- (10) 歯学部附属歯科衛生士専門学校長
- (11) 学長が指名する教授

3 評議会は、次の事項を審議し、学長に対し意見を述べるものとする。

- (1) 全学の教育及び研究の基本に関する事項
- (2) 学則その他教学に関する重要な規程の制定及び改廃に関する事項
- (3) 学生の入学、卒業及び課程の修了その他学生の身分取扱いの基本に関する事項
- (4) 学位授与の基本に関する事項
- (5) 学生の学修評価の基本に関する事項
- (6) 教育課程の編成の基本に関する事項
- (7) 教員の教育研究業績の審査等の基本に関する事項
- (8) その他学長が評議会の意見を聴くことが必要と定める事項

4 評議会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

5 評議会に関し、その他必要な事項は別に定める。

(教授会)

第12条 本学各学部に教授会を置く。

2 各学部の教授会は、当該学部の教授をもって組織する。

3 各学部の教授会は、各学部に関する次の事項を審議し、学長に対し意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了その他学生の身分取扱いに関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 学生の学修評価に関する事項
- (4) 教育課程の編成に関する事項
- (5) 教員の教育研究業績の審査等に関する事項
- (6) その他学部長が必要と定める事項及び学長から諮問のあった事項

4 各学部の教授会は、前項に規定するもののほか、学部長が統括する教育研究に関する事項について審議し、及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

5 教授会に関し、その他必要な事項は別に定める。

(大学教育開発センター)

第13条 本学における教養教育等全学教育を円滑に推進するとともに、全学教育担当教員の学部横断的な教育・研究活動を促進するため、大学教育開発センターを置く。

2 大学教育開発センターに関し、必要な事項は別に定める。

(FD委員会)

第14条 本学に第3条の目的を達成し、教員の教育方法等に関わる能力開発 (Faculty Development 以下「FD」という。)を推進するため、FD委員会を置く。

2 FD委員会に関し、その他必要な事項は別に定める。

第5節 学年、学期及び休業日

(学年)

第15条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第16条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長が必要と認めるときは、変更することがある。

(休業日)

第17条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

(3) 創立記念日 10月10日

(4) 春期休業日 4月1日から4月5日まで

(5) 夏期休業日 7月10日から8月31日まで

(6) 冬期休業日 12月10日から翌年1月25日まで

(7) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで

2 学長が必要と認めるときは、休業日を変更又は臨時休業日を定めることがある。

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第18条 薬学部の修業年限は6年とする。ただし、第25条第2項に規定する編入学生の修業年限は4年とする。

2 歯学部の修業年限は6年とする。

3 看護福祉学部の修業年限は4年とする。ただし、第25条第3項及び第4項に規定する編入学生の修業年限は2年とする。

4 心理科学部の修業年限は4年とする。ただし、第25条第5項及び第6項に規定する編入学生の修業年限は2年とする。

5 リハビリテーション科学部の修業年限は4年とする。ただし、第25条第7項及び第8項に規定する編入学生の修業年限は3年とする。

(在学年限)

第19条 看護福祉学部、心理科学部並びにリハビリテーション科学部の学生は8年を超えて在学することはできない。

2 薬学部並びに歯学部の学生は12年を超えて在学することはできない。

3 第25条から第27条までの規定により入学または転学科した学生は、在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

4 第1項から第3項までの規定にかかわらず、第1学年及び第2学年の在学期間は、通算して4年を超えることができない。

第2節 入学

(入学の時期)

第20条 入学の時期は、学年始とする。ただし、再入学及び転入学については、学期始とする。

(入学資格)

第21条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修了年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規程による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む）

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

（入学の出願）

第22条 本学に入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出るものとする。

（入学者の選考）

第23条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第24条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに保証人連署の誓約書及び所定の書類に入学金その他の経費を添えて入学手続を完了しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

（編入学）

第25条 次の各号の一に該当する者で、本学に編入学を志願する者があるときは、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

(1) 大学を卒業した者又は退学した者

(2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(3) その他、各学部が定める編入学に関する規程により入学資格があると認められた者

2 編入学に関する規程は、別に定める。

3 第1項第3号及び前項の定めに関わらず、歯学部については、欠員のある場合に限り編入学を志願する者の選考を行なうこととし、実施方法等は歯学部教授会においてその都度定める。

（転入学・転学科）

第26条 他大学の学生で当該大学長の承認を得て転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

2 本学の学生で、同一学部の他の学科あるいは異なる学部の学科への転学科を志願する者があるときは、選考のうえ、学年始めに限り、原則として第1学年への転学科を許可することがある。

3 転入学および転学科に関する規程は別に定める。

（再入学）

第27条 本学を退学した者が再入学を志願するときは、欠員のある場合に限り、原学年以下に入学を許可することがある。

2 再入学に関する規程は別に定める。

第3節 教育課程及び履修方法等

（教育課程・授業科目）

第28条 本学の教育課程は、全学教育と専門教育からなる。

2 全学教育は、全学部の学生を対象として共通の教育内容をもって開講される授業科目からなる。

3 専門教育は、学部によって異なる専門性の教育内容をもって開講される授業科目からなる。

4 各学部の授業科目、教職課程に関する科目及び単位、時間数は、別表に掲げるとおりとする。

5 学長が必要と認めるときは、各学年に配当する授業科目並びに時数を変更することがある。

6 第2項の全学教育に関し、必要な事項は、北海道医療大学全学教育科目規程の定めるところによる。

7 教職課程に関する科目は取得することのできる教育職員の免許状及び免許教科の種類に関するものとする。

（単位・時間数）

第29条 薬学部の学生は、別表に定めるとおり、全学教育科目38単位及び専門教育科目164単位、総計202単位以上修得しなければならない。

2 歯学部の学生は、別表に定めるとおり、全学教育科目58.0単位、専門教育科目239.2単位、総計297.2単位以上修得しなければならない。

3 看護福祉学部看護学科の学生は、別表に定めるとおり、全学教育科目32単位、専門教育科目100

単位、総計132単位以上、臨床福祉学科の学生は、別表に定めるとおり、全学教育科目32単位、専門教育科目98単位、総計130単位以上修得しなければならない。

- 4 心理科学部臨床心理学科の学生は別表に定めるとおり、全学教育科目27単位、専門教育科目103単位、総計130単位以上修得しなければならない。
- 5 リハビリテーション科学部理学療法学科並びに作業療法学科の学生は別表に定めるとおり、全学教育科目27単位、専門教育科目101単位、総計128単位以上、言語聴覚療法学科の学生は別表に定めるとおり、全学教育科目27単位、専門教育科目106.5単位、総計133.5単位以上修得しなければならない。
- 6 各学部の編入学生が本学において修得すべき単位数は、他大学等において修得したと本学が認定した単位を勘案し、別に定めるものとする。
- 7 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする学生は、上記の各項に定める単位を修得するほか、別表に定める教職課程に関する科目から教育職員免許法及び同法施行細則に規定する所要の単位を修得しなければならない。

(単位)

第30条 各学部における授業科目に対する単位数は、授業の方法に応じ、教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮し、次の基準によって計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間ないし30時間をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間ないし45時間をもって1単位とする。
- 2 各学部の授業科目ごとの単位については、別表に掲げるとおりとする。

(1年間の授業期間)

第31条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

(成績)

第32条 授業科目の成績の評価は、優・良・可・不可の4種とし、優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は60点未満とし、優・良・可を合格、不可を不合格とする。

(その他)

第33条 この節に定めるもののほか、履修方法等については、各学部の履修規程の定めるところによる。

- 2 看護福祉学部臨床福祉学科介護福祉コースにおいては、介護福祉士学校指定規則に定める各科目の出席時間数が学校指定規則に定める時間数の3分の2（ただし、介護実習については5分の4）に満たない者については履修の認定を行わない。

第4節 休学・転学及び退学

(休学)

第34条 疾病その他特別の理由により続けて2か月以上の期間、修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命じることができる。

(休学期間)

第35条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、更に1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。
- 3 休学期間は、第19条の在学期間には算入されない。

(復学)

第36条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第37条 他大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第38条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第39条 次の各号の一に該当する者は、当該学部の教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 学費等の納入を怠り督促してもなお納付しない者

- (2) 第19条に定める在学年限を超えた者
 - (3) 第35条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
 - (4) 死亡、又は1年以上行方のわからない者
- (復籍)

第40条 前条第1号により除籍された者は、別に定める「学費等未納による除籍者の復籍取扱い規程」により復籍を許可することがある。

第5節 卒業及び学位授与

(卒業)

第41条 看護福祉学部、心理科学部及びリハビリテーション科学部に4年以上、薬学部及び歯学部に6年以上在学し、第29条において各学部ごとに定める単位を修得した者については、当該学部の教授会及び評議会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 薬学部編入学後4年以上、リハビリテーション科学部理学療法学科及び作業療法学科に編入学後3年以上、リハビリテーション科学部言語聴覚療法学科、看護福祉学部並びに心理科学部に編入学後2年以上在学し、第29条に定める単位を修得した者については、当該学部の教授会及び評議会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第42条 学長は卒業した者に対して、学士の学位を授与することができる。

薬学部 学士(薬学)

歯学部 学士(歯学)

看護福祉学部

看護学科 学士(看護学)

臨床福祉学科 学士(臨床福祉学)

心理科学部

臨床心理学科 学士(臨床心理学)

リハビリテーション科学部

理学療法学科 学士(理学療法学)

作業療法学科 学士(作業療法学)

言語聴覚療法学科 学士(言語聴覚療法学)

2 学位に関する規程は、別に定める。

第6節 賞罰

(表彰)

第43条 学生として表彰に価する行為があった者に対し、学長は当該学部の教授会の議を経て、表彰することができる。

(懲戒)

第44条 学生が、その本分に反する行為又は本学の諸規程等に違反する行為を行ったときは、当該学部の教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 次の各号の一に該当する者に対し、退学を行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがない者

(2) 正当な理由がなくして出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第7節 研究生、聴講生、科目等履修生及び外国人学生

(研究生)

第45条 特定の専門事項について、研究することを志願する者があるときは、各学部の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は、1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

(臨床研究生)

第46条 大学病院又は歯科クリニックにおいて、特定の臨床研修を志願するものがあるときは、選考

のうえ、臨床研究生として入学を許可することがある。

- 臨床研究生の在学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

(聴講生)

第47条 特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、各学部の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、聴講生として入学を許可することがある。

- 聴講生は学期ごとに許可する。

(科目等履修生)

第48条 本学において開設する一または複数の授業科目の履修を志願する本学の学生以外の者があるときは、各学部の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することがある。

(外国人学生)

第49条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人学生として入学を許可することがある。

- 外国人学生に対しては、全て本学則の規程を準用する。

(その他)

第50条 研究生、臨床研究生、聴講生及び科目等履修生に関する規程は別に定める。

第8節 検定料及び授業料等

(学生納入金)

第51条 入学検定料、入学金、授業料等の金額は、次のとおりとする。

(単位：円)

	薬学部	歯学部	看護福祉学部		心理科学 部	リハビリテーション科学部			備考
			看護学科	臨床福祉 学科	臨床心理 学科	理学療法 学科	作業療法 学科	言語聴覚 療法学科	
入学検定 料	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	センター 入試以外 センター 入試
	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	
入学金	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	入学時
授業料	前期	前期	前期	前期	前期	前期	前期	前期	第1学年
	650,000	1,750,000	450,000	300,000	300,000	387,500	387,500	387,500	
	後期	後期	後期	後期	後期	後期	後期	後期	第2学年 以降
950,000	2,050,000	750,000	600,000	600,000	687,500	687,500	687,500		
	1,900,000	4,100,000	1,500,000	1,200,000	1,200,000	1,375,000	1,375,000	1,375,000	

- 前項に規定する入学検定料は、前期又は後期入学試験の中で複数学科（同一学科を複数日受験する場合も含む）に併願する場合も1学科分のみとする。

- 編入学生の入学検定料、入学金、授業料の金額は、第1項に準ずる。

- 看護福祉学部看護学科及び臨床福祉学科の専門科目のうち選択履修できる学生数を制限する科目を履修する学生の特別実習費及び教職課程履修費の金額は、次のとおりとする。

特別実習費：50,000円

教職課程履修費：50,000円

(実験実習材料費)

第52条 学生は実験実習に必要な機械器具、材料等を所定の期日までに準備しなければならない。その品目は本学が指定する。

(授業料の納入)

第53条 授業料は学年度の当初において、これを納入する。ただし、次の2期に分けて納付することができる。

1期 4月15日まで

2期 9月15日まで

(復学等の場合の授業料)

第54条 復学者及び留年者に対しては、当該学年の授業料を徴収する。

(退学及び除籍の場合の授業料等)

第55条 前期又は後期中途中で退学し又は除籍された者に対しては、当該期分の授業料等を徴収する。

(休学の場合の授業料)

第56条 前期又は後期中途中で休学した者は、休学した当該期の授業料等を全額納入するものとする。

2 休学が前期又は後期の全期間にわたる者は、当該期は授業料等に替えて休学在籍料を納入するものとする。休学在籍料は半期50,000円とする。

(授業料等の徴収の猶予)

第57条 経済的理由によって納入が困難であり、かつ、学業優秀又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、授業料等の徴収を猶予することがある。

2 授業料等納入猶予期間は、納入期限後(1・2期とも)3か月以内とし、納入しない者は、第39条第1号により除籍とする。

(研究生、臨床研究生、聴講生及び科目等履修生の授業料)

第58条 研究生、臨床研究生、聴講生及び科目等履修生の検定料及び授業料の金額は、次のとおりとする。

	研究生	臨床研究生	聴講生	科目等履修生	備考
	円	円	円	円	
検定料	3,000	3,000	5,000	10,000	
入学金	50,000	10,000	—	—	入学時のみ
履修登録料	—	—	—	15,000	
授業料	300,000	50,000	10,000	20,000	年額、聴講生および科目等履修生(1単位又は15時間)

(納入した授業料等)

第59条 納入した検定料、入学金、授業料及びその他の諸納金は、特別の事情のある場合を除き返戻しない。

第9節 公開講座

(公開講座)

第60条 本学は公開講座を開くことができる。

第10節 交通規制

(交通規制)

第61条 医療人を養成する本学の使命並びに交通事情に鑑み、交通事故を未然に防止するため交通規制を行う。交通規制については、学生通則に定める。

附 則

この学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和54年10月12日から施行する。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第42条（学位の授与）については平成3年9月2日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第29条に定める平成5年度歯学部第2・3・4学年学生の単位時間数については、別表に定める通り141単位とする。
- 2 平成5年度から平成9年度までの間の収容定員は、第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。

区分	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度
歯学部					
歯学科	700名	680名	660名	640名	620名
薬学部					
薬学科	240名	240名	240名	240名	240名
衛生薬学科	240名	240名	240名	240名	240名
看護福祉学部					
看護学科	80名	160名	260名	360名	360名
医療福祉学科	80名	160名	260名	360名	360名
医療福祉専攻					
医療福祉学科	50名	100名	170名	240名	240名
臨床心理専攻					

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成8年3月31日以前に薬学部薬学科または同衛生薬学科に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の学則による。
- 3 平成8年度から平成11年度までの間の収容定員は、第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。

区分	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
歯学部				
歯学科	640名	620名	600名	600名
薬学部				
薬学科	180名	120名	60名	
衛生薬学科	180名	120名	60名	
総合薬学科	120名	240名	360名	480名
看護福祉学部				
看護学科	360名	360名	360名	360名
医療福祉学科				
医療福祉専攻	360名	360名	360名	360名
医療福祉学科				
臨床心理専攻	240名	240名	240名	240名

附 則

- この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 改正後の学則第29条第3項及び別表の規定は平成9年4月1日以降に1年次に入学した学生から適用する。
- 改正後の学則第29条第4項の規定は平成11年4月1日以降に3年次に編入学した学生から適用する。
- 前2項の規定にかかわらず、改正後の学則別表の看護福祉学部医療福祉学科（医療福祉専攻）専門教育科目及び医療福祉学科（臨床心理専攻）専門教育科目中、「音楽療法技術総論」、「音楽療法技術各論Ⅰ」、「音楽療法技術各論Ⅱ」、「音楽表現技術Ⅰ」、「音楽表現技術Ⅱ」、「音楽表現技術Ⅲ」、「音楽療法演習」、「音楽療法現場実習」については、平成9年4月1日現在で2年次以上に在学する学生にも適用する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 改正後の学則別表の看護福祉学部医療福祉学科（医療福祉専攻）専門教育科目中、「精神保健福祉論A」、「精神保健福祉論B」、「精神保健福祉論C」、「精神医学B」、「精神保健学A」、「精神保健学B」、「精神科リハビリテーション学A」、「精神科リハビリテーション学B」、「精神保健福祉援助技術総論A」、「精神保健福祉援助技術総論B」、「精神保健福祉援助技術各論A」、「精神保健福祉援助技術各論B」、「精神保健福祉援助演習」、「精神保健福祉援助実習」については、平成12年4月1日現在で2年次以上に在学する学生にも適用する。

附 則

この学則は、平成13年9月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 平成14年3月31日以前に薬学部または歯学部もしくは看護福祉学部医療福祉学科に入学し、引き続き在学する者については、従前の学則による。
- 平成14年度から平成17年度までの間の収容定員は、第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。

区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
薬学部				
総合薬学科	520名	560名	600名	630名
歯学部				

歯学科	600名	600名	600名	600名
看護福祉学部				
看護学科	360名	360名	370名	380名
臨床福祉学科	100名	200名	290名	380名
医療福祉学科				
医療福祉専攻	260名	160名	80名	0名
臨床心理専攻	190名	140名	70名	0名
心理科学部				
臨床心理学科	60名	120名	195名	270名
言語聴覚療法学科	50名	100名	165名	230名

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目中、「歯科医学基礎講義Ⅰ」、「歯科医学基礎講義Ⅱ」、「歯科医学基礎講義Ⅲ」、「歯科医学研究A」、「歯科医学研究B」、「歯科医学研究C」については、平成17年4月1日現在で第2年以上に在学する学生にも適用する。

附 則

この学則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 平成18年3月31日以前に薬学部に入学者については、従前の学則による。
- 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目中、「部分床義歯補綴学・同実習」、「全部床義歯補綴学・同実習」については、平成18年4月1日現在で第2学年以上に在学する学生にも適用する。
- 改正後の学則別表の心理科学部臨床心理学科科目中、「キャリア・プランニングⅠ」、「キャリア・プランニングⅡ」については、平成18年4月1日現在で第2学年以上に在学する学生にも適用する。
- 平成18年度から平成23年度までの間の収容定員は、第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
薬学部						
薬学科	150名	300名	460名	620名	780名	940名
総合薬学科	470名	310名	150名	0名	0名	0名
歯学部						
歯学科	600名	600名	600名	600名	600名	600名
看護福祉学部						
看護学科	380名	380名	380名	380名	380名	380名
臨床福祉学科	380名	380名	380名	380名	380名	380名
心理科学部						
臨床心理学科	270名	270名	270名	270名	270名	270名
言語聴覚療法学科	230名	230名	230名	230名	230名	230名

附 則

- この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第51条第2項の規定は平成18年10月1日より適用する。
- 改正後の学則第29条第2項及び別表の歯学部歯学科基礎教育科目並びに専門教育科目については、平成19年4月1日現在で2年から5年に在学する学生にも適用する。
- 第51条第1項の規定は平成19年4月1日以降に入学した学生から適用する。ただし、休学者、復

学者及び留年者については、当該学年の授業料を徴収する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第51条第2項の規定は平成19年9月1日より適用する。
- 2 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目については、平成20年4月1日現在で第2学年以上に在学する学生にも適用する。
- 3 改正後の学則別表の看護福祉学部（学部共通自由選択科目）については、平成20年4月1日現在で第2学年以上に在学する学生にも適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度から平成24年度までの間の収容定員は、第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
薬学部				
薬学科	620名	780名	940名	940名
総合薬学科	0名	0名	0名	0名
歯学部				
歯学科	600名	600名	600名	600名
看護福祉学部				
看護学科	380名	380名	380名	380名
臨床福祉学科	380名	380名	380名	380名
心理科学部				
臨床心理学科	265名	260名	265名	270名
言語聴覚療法学科	227名	224名	227名	230名

- 3 改正後の学則別表の看護福祉学部臨床福祉学科の全学教育科目及び専門教育科目については、平成21年4月1日以降に3年次に編入する学生にも適用する。

附 則

この学則は、平成21年12月17日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目については、平成22年4月1日現在で第2学年から第5学年に在学する学生にも適用する。
- 3 改正後の学則別表の看護福祉学部臨床福祉学科の「教職に関する科目」は、平成22年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者については、従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目のうち、「解剖学・口腔解剖学」については、平成23年4月1日現在で第2学年に在学する学生にも適用し、専門教育科目を205.5単位修得とする。
- 3 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目のうち、「口腔生命基礎科学」については、平成23年4月1日現在で第3学年に在学する学生にも適用し、専門教育科目を203.5単位修得とする。

附 則

- 1 平成23年4月1日現在看護福祉学部看護学科第4学年に在学する学生は、学則別表の看護福祉学部全学教育科目のうち、平成23年度1・2・3学年に適用される「法学」の授業題目のひとつとして開講される「日本国憲法」を履修することができる。
- 2 平成23年4月1日現在看護福祉学部看護学科第1ないし第3学年に在学する学生は、学則別表の看護福祉学部全学教育科目のうち、平成23年度第1・2・3学年に適用される「法学」の授業題目のひとつとして開講される「日本国憲法」を、学則別表の履修年次の経過後であっても履修することができる。
- 3 平成23年夏期休業期間中に集中講義として開講された「日本国憲法」を履修した、看護福祉学部

看護学科に在学する学生は前二項により「日本国憲法」を履修したものとする。

4 この学則は、平成23年9月22日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成24年度から平成28年度までの間の収容定員は、第4条第2項の規定にかかわらず次のとおりとする。ただし、看護福祉学部看護学科、同臨床福祉学科、心理科学部臨床心理学科及び同言語聴覚療法学科の平成27年度及び平成28年度の収容定員は第4条第2項に定めるところによる。

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
薬学部 薬学科	950名	960名	970名	980名	990名
歯学部 歯学科	580名	560名	540名	520名	500名
看護福祉部 看護学科	389名	398名	408名	—	—
臨床福祉学科	369名	358名	348名	—	—
心理科学部 臨床心理学科	277名	284名	294名	—	—
言語聴覚療法学科	238名	246名	253名	—	—

3 第51条第1項の規定は、平成24年4月1日以降に入学した者から適用する。ただし、休学者、復学者及び留年者については、当該学年の授業料を徴収する。

4 改正後の学則別表の薬学部薬学科教育科目中専門教育科目については、平成24年4月1日現在で第2学年から第4学年に在学する学生にも適用する。この場合、当該別表中「必修138.5単位、選択31.5単位」とあるのは「必修140.5単位、選択29.5単位」とする。

5 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目については、平成24年4月1日現在で第2学年以上に在学する学生にも適用する。

6 改正後の学則別表の看護福祉学部看護学科教育科目中全学教育科目および専門教育科目については、平成24年4月1日以降に入学した者から適用する。ただし、平成24年3月31日以前に入学した者で平成24年4月1日以降に復学した者及び留年者についても適用する。

7 改正後の学則別表の看護福祉学部臨床福祉学科教育科目中全学教育科目及び専門教育科目については、平成24年4月1日以降に入学した者から適用する。ただし、平成24年4月1日以降に3年次に編入学する学生にも適用する。

附 則

1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成25年度から平成28年度までの間の収容定員は、第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
薬学部 薬学科	960名	970名	980名	990名
歯学部 歯学科	560名	540名	520名	500名
看護福祉学部 看護学科	398名	408名	—	—
臨床福祉学科	358名	348名	—	—
心理科学部 臨床心理学科	284名	294名	—	—
言語聴覚療法学科	246名	253名	—	—
リハビリテーション科学部 理学療法学科	80名	165名	250名	—

作業療法学科	40名	85名	130名	—
--------	-----	-----	------	---

- 3 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目のうち、第2・3・4・5・6学年に配当される科目は、平成25年4月1日現在で第2・3・4・5・6学年に在学する学生に適用し、当該学年以降にも配当する。
- 4 平成25年4月1日現在で第2学年から第6学年に在学する学生の卒業に必要な単位数は第29条の規定にかかわらず次のとおりとする。

区分	全学教育科目 (基礎教育科目)	専門教育科目	総計
第2学年	66.0単位	230.7単位	296.7単位
第3学年	60.0単位	230.7単位	290.7単位
第4学年	58.0単位	228.6単位	286.6単位
第5学年	58.0単位	226.5単位	284.5単位
第6学年	40.0単位	202.4単位	242.4単位

附 則

この学則は、平成25年5月27日から施行し、平成25年4月1日現在で第1学年に在籍する学生に適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者については、従前の学則による。
- 3 改正後の学則別表の歯学部歯学科全学教育科目のうち、第2・3・4学年に配当される科目については、平成26年4月1日現在で第2・3・4学年に在学する学生に適用する。
- 4 改正後の学則別表の看護福祉学部看護学科専門教育科目における実習科目の開講時期については、平成26年4月1日現在で第2・3・4学年に在学する学生にも適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日以前に心理科学部言語聴覚療法学科に入学し、引き続き在学する者については、従前の学則による。
- 3 平成27年度から平成29年度までの間の収容定員は、第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
薬学部 薬学科	980名	990名	1,000名
歯学部 歯学科	520名	500名	480名
看護福祉学部 看護学科 臨床福祉学科	— —	— —	— —
心理科学部 臨床心理学科 言語聴覚療法学科	— 200名	— 140名	— 70名
リハビリテーション科学部 理学療法学科 作業療法学科 言語聴覚療法学科	250名 130名 60名	— — 120名	— — 190名

- 4 改正後の第19条第4項の規定にかかわらず、平成27年3月31日において現に第1学年又は第2学年に在籍する者の在学年限については、なお従前の学則による。
- 5 改正後の第29条第1項及び別表の薬学部薬学科教育科目全学教育科目並びに専門教育科目については、平成27年4月1日以降に入学した者から適用する。

- 6 全学教育科目の基礎科目「人文社会科目」の備考欄に記載した事項は、平成27年4月1日現在で第2学年以上に在学する学生にも適用する。
- 7 「精神保健福祉ソーシャルワーク演習Ⅰ」および「精神保健福祉ソーシャルワーク演習Ⅱ」「精神保健福祉ソーシャルワーク演習Ⅲ」については、平成27年4月1日現在で第2学年に在学する学生にも適用する。
- 8 「スクールソーシャルワーク論」の履修については、平成27年4月1日現在で第2学年に在学する学生にも適用する。
- 9 改正後の学則別表のリハビリテーション科学部理学療法学科専門教育科目については平成27年4月1日現在で第2学年以上に在学する学生にも適用する。
- 10 改正後の学則別表のリハビリテーション科学部作業療法学科専門教育科目については平成27年4月1日現在で第2学年以上に在学する学生にも適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 「精神保健福祉ソーシャルワーク演習Ⅰ」「精神保健福祉ソーシャルワーク演習Ⅱ」については、平成28年度4月1日現在で臨床福祉学科第2学年・第3学年に在学する学生にも適用する。
- 3 「スクールソーシャルワーク論」「スクールソーシャルワーク演習」および「スクールソーシャルワーク実習指導」については、平成28年4月1日現在で臨床福祉学科第2学年・第3学年に在学する学生にも適用する。
- 4 平成27年4月1日施行の改正学則附則第5項の規定にかかわらず、当該改正学則第29条第1項及び別表の薬学部薬学科教育科目全学教育科目並びに専門教育科目の規定は、平成27年3月31日以前に薬学部薬学科に入学し、平成27年4月1日以降に入学した者と同一学年になった者にも適用する。
- 5 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目のうち、「外科・整形外科学」については、平成28年3月31日以前に歯学部歯学科に入学し、平成28年4月1日現在で第1学年から第3学年に在学する学生にも適用する。この場合、専門教育科目を235.2単位修得する。
- 6 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目のうち、「海外臨床研修A」、「海外臨床研修B」については、平成28年3月31日以前に歯学部歯学科に入学し、平成28年4月1日現在で第1学年から第4学年に在学する学生にも適用する。
- 7 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目のうち、「海外臨床実習A」、「海外臨床実習B」については、平成28年3月31日以前に歯学部歯学科に入学し、平成28年4月1日現在で第1学年から第5学年に在学する学生にも適用する。
- 8 改正後の学則別表の心理科学部臨床心理学科専門教育科目については、平成28年4月1日以降に入学した者から適用する。
- 9 改正後の第19条第3項の規定は、施行日に在学する学生にも適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第51条第1項の規定は、平成29年4月1日以降に入学した者から適用する。ただし、休学者、復学者及び留年者については、当該学年の授業料を徴収する。
- 3 改正後の学則別表の歯学部歯学科全学教育科目及び専門教育科目については、平成29年4月1日現在で第1学年・第2学年に在学する学生にも適用する。この場合、全学教育科目を58.0単位、専門教育科目を239.2単位修得する。
- 4 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目のうち、「医療コミュニケーション」については、平成29年4月1日現在で第3学年に在学する学生にも適用する。
- 5 改正後の学則別表のリハビリテーション科学部言語聴覚療法学科専門教育科目については、平成29年4月1日現在で第2学年に在学する学生にも適用する。
- 6 改正後の学則別表の薬学部薬学科教育科目全学教育科目「自然科学入門」については、平成29年3月31日以前に薬学部薬学科に入学し、平成29年4月1日以降に入学した者と同一の学年になった者にも適用し、薬学部専門教育科目「医療薬学Ⅰ実習」については、平成29年4月1日現在で第1学年から第3学年に在学する者にも適用する。